

坂田公認会計士事務所通信4月号

お客様各位

平成 24 年 4 月 1 日

陽春の候、皆様方におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。いよいよ4月に入り、役所関係では新年度がスタートしました。

さて、今月の事務所通信は4月からの変更項目を中心に下記の4項目についてまとめました。

1. 税制改正
2. 社会保険
3. 労働保険
4. 労働者派遣法改正

1. 税制改正

4月から変更される税制で影響の大きいものは減価償却と消費税の改正です。

減価償却について、4月1日以降に取得した資産の定率法償却率が従来の250%から200%に引き下げられます。決算期が3月以外の会社については事業年度の途中での変更となりますので、経過措置として、現行年度中の取得は250%とすることは可能で、また、個人事業の場合も平成24年中の取得を250%とすることは可能です。逆に全ての償却率を200%へ変更することも可能ですが、その場合は申告期限内までに届出が必要となることに注意して下さい。

消費税については、課税売上割合が95%以上であれば従来消費税を全額控除する制度について、4月1日開始事業年度以降は課税売上高が5億円以上の会社については非課税売上高に係る消費税部分の控除が出来なくなります。そのため、会計ソフトの消費税区分の見直しをする必要があります。

平成24年度税制改正の影響ですが、現在国会では消費税関連法案の取り扱いが難航していることから、期限切れが迫る租税特別措置法関係が成立したに留まっています。住宅関連税制での改正が多く、期限切れを迎える優遇制度が延長されており、省エネ住宅に対する優遇制度が加わった点が大きな目玉です。

消費税引き上げを中心とした社会保障と税の一体改革は今後も審議されていきますので、動きがあり次第ご報告していきます。

2. 社会保険

社会保険のうち協会けんぽの健康保険料及び介護保険料が4月納付分から引き上げられます。健康保険料は従来の9.52%から10.00%へ、介護保険料は従来の1.51%から1.55%となります。この引き上げは毎年行われるもので、厚生年金については毎年9月に引き上げられます。

社会保険料の引き上げは今後も続くため、給与改定の際に標準報酬を調整することにより節約することを考えましょう。

3. 労働保険

今年は労災保険料の3年に一度の見直しの年度に当たり、労災保険料率が昨年度から変更され、労災事故が無ければ引下げられます。

労災保険でご注意いただきたいのは、中小企業の経営者は労災事故に関して公的保険から補償を受けられないことです。経営者とはいえ、忙しい時には従業員と一緒に現場で仕事をされる経営者は多いと

坂田公認会計士事務所通信4月号

と思いますが、万が一労災事故が生じたとき、個人事業であれば市町村の健康保険から療養給付が受けられますが、法人の場合は従業員数が5人以上となると協会けんぽの健康保険から給付を受けることができないのです。もちろん、経営者は政府労災保険の対象外です。

従って、一人親方と同様に労災保険に特別加入したり、民間の損害保険に加入したりして、自己防衛する必要があります。労災保険に特別加入するには特別の手続きが必要となることにご注意下さい。

雇用保険料は4月から引き下げられ、一般事業では15.5/1,000から13.5/1,000へととなりました。これは僅かな朗報です。

4. 労働者派遣法改正

労働者派遣法が3月に改正され、半年以内に施行されます。当初の目玉だった製造業への派遣の禁止と仕事があるときだけ雇用契約を結ぶ登録型派遣の禁止は見送られています。

主な改正点は30日以内の短期派遣の禁止と、派遣会社に派遣料金と賃金の差額の手数料割合（マージン率）をインターネットなどで公開するよう義務づけることです。

また、派遣先企業が契約期間を超えて働かせるなど違法な派遣があった場合には、派遣先企業が直接雇用しているとみなし、社員に登用させる「みなし雇用制度」を法施行3年後に導入する予定です。

派遣労働者を使用している事業主は、派遣条件を厳密に見直すことに加えて、派遣から期間雇用へのシフトを検討する必要があります。

私どものホームページをより見やすいよう、4月からリニューアルしました。

今後も皆様方のお役に立てるよう、頑張っていきます。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネスラスト

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@lto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>

坂田公認会計士事務所通信4月号

私どもでは、より多くのお客様に私どものサービスを提供するため、まだ顧問契約に至っていない方などを対象に、必要な業務に応じた日数限定のスポット契約をご用意しています。

税理士との相性が分からないのに、いきなり顧問契約することに抵抗を感じる方や、スポットでのご相談をお考えの方にお勧めです。

(1) 黒字化支援策 全3日間 3万円

景気低迷、デフレ経済が長期化する中、売上高拡大だけに頼ることは得策ではありません。

これからは売上高と経費、利益の関係を整理した上で、会社の利益体質を強化する長期的な黒字化対策を立てていくことが必要です。

また、決算書は苦手と感じる経営者であれば、経営者としての最低限の会計知識は身に付けていきましょう。

- ・損益分岐点分析から売上高と経費、利益の関係並びに、利益と現金の関係を理解する。
- ・ポイントとなる数字・指標を把握することで、必要な経費削減策を講じる。
- ・経営者に必要不可欠な決算書の見方や経営分析の手法を理解してもらいます。

(2) 資金繰り対策 全3日間 3万円

資金繰りに対する悩みは尽きず、万全の対策を講じなければなりません。

にもかかわらず市販の会計ソフトから自動的に作成される資金繰り表は、仕訳入力の大半が複合仕訳であるため、大雑把な括りとして表示されてしまい、現実の資金管理にはそぐわないことがあります。

そこで、わかりやすい資金繰り表を作成し、理解を深めてもらい、今後の資金繰りに備えるためのご支援を致します。これにより、金融機関が納得する融資資料が作成できます。

- ・会社の事業内容や取引条件を確認し、今後の事業展開から資金需要を予測する。
- ・上記データより「実績資金繰り表」と今後の「予定資金繰り表」を作成する。
- ・両資金繰り表を基に、資金調達計画策定と融資対策を行います。

(3) 就業規則診断 全3日間 3万円

最近、労働者に有利な労働関係法律の改正が相次いでおり、その改正にあわせて就業規則も変更しなければなりません。また、市販のモデル就業規則では会社に不利になることが多々あります。

そのため、現行の就業規則を診断し、労務リスクを抽出し、就業規則の変更により受給可能な助成金のご提案を行います。

- ・現状の就業規則を法令と突き合わせ、労働法上必要な事項が定められているかを会社の実情を考慮して検証する。
- ・賃金や退職などのトラブルになり易い事項の改善や、助成金を受給するために必要な変更等を提案する。

この機会に是非ご検討下さい。

昨年10月のセミナーでは多数のご参加をいただき、誠に有難うございました。

今年度もセミナーを実施していきますので、奮ってご参加下さい。